

福岡市営繕工事における週休2日工実施要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、福岡市では、労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日推進に向けた取り組みとして、公共工事における週休2日工を実施する。

2. 用語の定義

(1)週休2日

対象期間において、4週間のうち6日間以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2)対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3)現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4)現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5)現場閉所（現場休息）率

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合をいう。現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態を「4週8休以上」、25%（7日/28日）以上28.5%未満の状態を「4週7休」、21.4%（6日/28日）以上25%未満の状態を「4週6休」という。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

また、やむを得ず現場閉所（現場休息）日に作業を行う場合には、夏季休暇及び年末年始休暇以外で振り替えられるものとする。

3. 対象工事

福岡市が発注する営繕工事に適用する。ただし、以下の工事は除く。

- ①緊急を要する工事（災害復旧工事、緊急修繕工事など）
- ②工期が限られた工事（学校の夏休み工事など）

4. 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

①発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

②受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

5. 積算方法等

(1)補正方法

以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- ①4週8休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8日/28日）以上）

1.05

- ②4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率 25%（7日/28日）以上 28.5%未満）

1.03

- ③4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率 21.4%（6日/28日）以上 25%未満）

1.01

(2)積算及び変更方法

①発注者指定方式

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。なお、受注者の責により4週8休以上の達成が困難となった場合、契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても補正は考慮しない。

②受注者希望方式

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、その達成状況に応じて、(1)①②③により労務費を補正し工事費を積算し、増額変更を行う。

6. 対象工事である旨等の明示

(1)対象工事である旨等の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ①一般競争入札：入札説明書、現場説明書及び特記仕様書
- ②指名競争入札：現場説明書及び特記仕様書
- ③随意契約：現場説明書及び特記仕様書

(2)(1)の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1)現場閉所（現場休息）の確認方法

①工事着手前

- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

②工事着手後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

③その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、そ

の都度、監督職員は受注者と協議する。

- 監督職員は、労働基準法第30条第2項の規定に基づき、統括安全衛生管理義務者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、同法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際などに、統括安全衛生管理義務者である受注者が現場休息となる日における代理者について事前に調整を行う。

(2) 週休2日工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

また、新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(4) 工事成績評定

達成状況に応じて工事成績評定で加点する。ただし、発注者指定方式の場合は4週8休以上を達成できた場合のみ加点する。なお、達成できなかった場合の減点を行わない。

8. その他

(1) 証明書の発行

週休2日工事を実施した受注者に週休2日実施証明書を発行する。

附則

本実施要領は、令和3年4月1日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。

(別記) 現場説明書等における記載例

(1) 現場説明書

①発注者指定方式の場合

本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定方式）である。

②受注者希望方式の場合

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日工事（受注者希望方式）である。

(2) 特記仕様書

週休2日工事の試行について

1. 週休2日工事の試行対象工事について（該当事項○印）

・本工事は、週休2日工事の試行対象工事であり、週休2日を前提とした工期を設定している。

2. 週休2日工事の発注方式について（該当事項○印）

・発注者指定方式（発注者が週休2日に取り組むことを指定して実施）
・受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に週休2日に取り組む旨を協議して実施）

3. 費用補正について

1) 発注者指定方式の場合、4週8休以上を前提に下記①の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成している。

2) 受注者希望方式の場合、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、①、②又は③の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を増額変更する。

①4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）

補正係数 1.05

②4週7休以上4週8休未満（現場閉所率 25%（7日/28日）以上） 28.5%未満

補正係数 1.03

③4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%（7日/28日）以上） 25%未満

補正係数 1.01

4. その他

1) 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。

2) 「福岡市営繕工事における週休2日工事实施要領」に基づき実施すること。（福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>公共工事の技術管理関連>公共工事の技術管理>週休2日工事）